

令和4年第2回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和4年2月9日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和4年2月17日
4. 出席農業委員 19名
 - 1番 佐藤 易廣
 - 2番 柳沼 正治
 - 3番 八巻 長一
 - 4番 寺島 武
 - 5番 渡邊 政幸
 - 6番 菅野 照
 - 7番 鈴木 政浩
 - 8番 穴戸 洋一
 - 9番 阿部 忠幸
 - 10番 浦山 公一
 - 11番 大槻 孝徳
 - 12番 吉田 浩重
 - 13番 大橋 吉成
 - 14番 千葉 利市
 - 15番 長沢 壽幸
 - 16番 佐藤 清光
 - 17番 渡邊 茂
 - 18番 土屋 洋一郎
 - 19番 清野 直人
5. 欠席農業委員 なし
6. 出席農地利用最適化推進委員 24名
 - 20番 佐藤 輝弥
 - 21番 佐々木 春男
 - 22番 大武 有子
 - 23番 後藤 喜美江
 - 24番 橘 典雄
 - 25番 八島 市蔵
 - 26番 高橋 敏明
 - 27番 菊池 和彦
 - 28番 齋藤 信夫
 - 29番 佐藤 善一
 - 30番 渡邊 みき子
 - 31番 野田 源吉
 - 32番 舟山 健一
 - 33番 引地 秀樹
 - 34番 八城 智広
 - 35番 佐瀬 之人
 - 36番 小賀坂 伸夫
 - 37番 秋葉 武
 - 38番 大和田俊一郎
 - 39番 三浦 秀勝
 - 40番 阿部 良夫
 - 41番 津田 茂
 - 42番 井上 林一
 - 43番 八巻 博
7. 欠席農地利用最適化推進委員 なし
8. この会の事務従事者 事務局長 齋藤喜行、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝
9. 会議の提出事項
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第5号 伊達市農作業賃金標準額を定めることについて
 - 議案第6号 あっせん申出について
 - 報告第1号 専決処分の報告について
10. 議 事
 - 議 長 只今から、令和4年第2回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
(15時3分宣告)
只今の出席委員は、農業委員19名、推進委員24名で定足数に達しております。よって令和4年第2回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。

は、自身が高齢であり体の具合が良くないという事と、本件の農地は自宅から遠い事から、買ってくれる人を探していたとの事でした。譲受人の〇〇さんは、年齢も若く、本件農地が自宅から近い事から、この土地で桃を植えてやって行きたいとの事で、何ら問題の無い案件と見て参りました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の2番の案件について、34番、八城智広調査員、お願いいたします。

34番委員 議案第1号の2番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

2月12日に現地を確認し、譲渡人の〇〇〇〇さんとは自宅で、譲受人の〇〇〇〇さんとは電話でお話を伺いました。〇〇さんは、昨年、道路向かいの桑折の農地を、何回かに分けながら約1ヘクタール購入し、更に規模拡大したいと考え、〇〇さんに声をかけたそうです。〇〇さんは、定年退職した息子さんが農業を手伝ってくれてはいるのですが、高齢なので、今後の事を考え、欲しい人がいるなら売っても良いと、売買がまとまったようです。現地には、現在桃が栽培されていますが、〇〇さんは、梨を作るとの事でした。何ら問題の無い案件と見て参りました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の2件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の2件の案件について採決いたします。

議長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議長 (委員挙手全員)

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の2件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。なお、1番と2番と5番の案件については、30アール以上の申請のため、本日の審議終了後、福島県農業会議に意見を求めた上で「許可決定」とすることになります。それでは、議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第2号朗読説明)

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、宅地分譲敷地への転用であります。所有権の移転、売買です。農地区分は、JR伊達駅から890m以内にあり、宅地化率が40%を超えるため、第2種農地となります。第2種は、他に变えるべき土地がない場合転用可能となります。本案件は、都市計画法の地区計画を設定しております。〇〇〇〇地区計画となっております。他の候補地も検討しましたが、ここしか無いとの事で、転用可能と判断しました。また、これまで〇〇地区と〇〇〇〇地区と宅地分譲を行ってきており、今回第3期目となります。第1期は、106区画。第2期は、43区画。今回は73区画の宅地分譲となります。

2番については、店舗敷地への転用であります。所有権の移転、売買です。農地区分は、阿武隈急行上保原駅から300mまでが第3種、500mまでが第2種農地となります。本案件は、都市計画法の地区計画を設定しており、他の候補地も検討しましたが、ここしか無いとの事で、転用可能と判断しました。

3番については、公共事業の資材置き場等のための一時転用であります。賃借権の設定1か月です。農地区分は、農用地区域ですので農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

4番については、公共事業の残土処理及び農地改良のための一時転用であります。賃借権の設定1年です。農地区分は、農用地区域ですので農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

5番については、農地改良及び工事発生土捨て場のための一時転用であります。賃借権の設定2年です。農地区分は、農用地区域ですので農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

6番については、公共事業の現場仮設事務所敷地のための一時転用であります。賃借権の設定5か月です。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種であっても、一時転用は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

以上のことから転用許可、可能と判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 この案件につきましては、地元委員さんが、現地確認調査を行っておりますので代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第2号の1番の案件について、7番、鈴木政浩調査員、お願いいたします。

7番委員 議案第2号の1番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日、午後1時30分に、伊達総合支所に集合で、清野会長、八城推進

議案第2号の6番の案件について、22番、大武有子調査員、お願いいたします。

22番委員 議案第2号の6番の案件について報告いたします。

昨日、午前10時に、霊山総合支所に集合で、大橋委員、菅野委員、私、事務局2名の計5名で現地を確認して参りました。場所は国道115号線沿いの〇〇〇〇〇〇隣の農地です。〇〇〇〇〇〇地区河川工事のための、事務所と重機、ダンプ等の駐車場のための申請です。隣接農地は設定人の農地でありますので、影響は無いと見て参りました。何ら問題無いと見て参りました。ご審議よろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入りますが、議案第2号の1番と3番については、委員が当事者となっている案件であります。当事者に係る案件については、農業委員会等に関する法律第31条、「議事参与の制限」の規定により、当事者に退席を求めて、その当事者分を最後に審議することとし、それ以外の案件を先に一括審議を行いたいと思います。お諮りいたします。議案第2号の1番と3番の案件を最後に審議することにし、それ以外の4件の案件について、先に審議することにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、これより審議に入ります。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1番と3番の案件を除く4件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1番と3番の案件を除く4件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 (委員挙手全員)

議長 委員全員(多数)の賛成があり、「異議なし」と認めます。よって、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の委員が当事者となっている1番と3番の案件を除く4件のうち、4番と6番の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。2番と5番の案件については、原案のとおり「許可相当」とし、福島県農業会議へ意見を求めることにいたします。その結果、異議がなければ、「許可決定」とし、異議があった場合は、再度、総会で審議することになります。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員が当事者となっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員

の退席を求めます。

議場 (議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員 退席)

議長 これより、質疑に入ります。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1番の案件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議場 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1番の案件について、採決いたします。本件は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議場 (委員挙手全員)

議長 委員全員(多数)の賛成があり、「異議なし」と認めます。よって、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1番の案件については、原案のとおり「許可相当」とし、福島県農業会議へ意見を求めることにいたします。その結果、異議がなければ、「許可決定」とし、異議があった場合は、再度、総会で審議することになります。それでは、ここで議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員の退席を解きます。

議場 (議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員 入室着席)

議長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の3番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号〇番、〇〇〇〇委員が当事者となっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号〇番、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

議場 (議席番号〇番、〇〇〇〇委員 退席)

議長 これより、質疑に入ります。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の3番の案件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議場 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の3番の案件について、採決いたします。本件は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議場 (委員挙手全員)

議長 委員全員(多数)の賛成があり、「異議なし」と認めます。よって、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の3番の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。それでは、ここで議席番号〇番、〇〇〇〇委員の退席を解きます。

議場 (議席番号〇番、〇〇〇〇委員 入室着席)

議長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更

申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第3号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」補足説明を申し上げます。

1番につきましては、令和3年5月25日付けにて一時転用許可を受けた事業であります。公共事業の現場仮設事務所敷地のため一時転用した案件であります。公共事業の工期延長に伴い、一時転用期間を延長する必要が生じたため、事業計画の変更となりました。当初は、令和3年12月24日まででしたが、事業計画変更により、令和4年3月31日まで延長となります。

以上、事業計画変更もやむを得ないと判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の1件について採決いたします。

議長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の1件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第4号朗読説明）

今回提出された農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となりますので、ご審議よろしくお願いいたします。以上で議案の朗読説明を終了いたします。

議長 ただ今の説明に関連して、集積計画のうち他市町村からの新規耕作案件について、地元委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。11ページ

たします。

議 場 (委員挙手全員)

議 長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る4件、賃借権設定に係る28件、使用貸借権設定に係る10件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、議案第5号「伊達市農作業賃金標準額を定めることについて」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第5号朗読説明)

議 長 それでは、これより質疑に入ります。議案第5号「伊達市農作業賃金標準額を定めることについて」の質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは、「異議なし」と認め、議案第5号「伊達市農作業賃金標準額を定めることについて」、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議 場 (委員挙手全員)

議 長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第5号「伊達市農作業賃金標準額を定めることについて」は、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、議案第6号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第6号朗読説明)

議 長 これより、質疑に入ります。議案第6号「あっせん申出について」の1件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認め、議案第6号「あっせん申出について」の1件の案件について、「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は、「挙手」をお願いいたします。

議 場 (委員挙手全員)

議 長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第6号「あっせん申出について」の1件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくこととなります。それでは、指名させていただきます。1番の案件について、保原地区担当から29番、佐藤善一推進委員と、32番、舟山健一

推進委員にお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくお願ひいたします。

議長 次に、報告第1号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 (報告第1号朗読説明)

議長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願ひます。

議長 「発言なし」の声。

議長 それでは、特に発言がないようですので、報告第1号「専決処分の報告について」を終了します。

議長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。これにて、閉会にしたいと思ひますが、ご異議ございませぬか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。

長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年第2回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦勞様でした。(15時55分閉会)

- | | | |
|-------------|--------------|------|
| 11. 提出事項の顛末 | 議案第1号 | 許可決定 |
| | 議案第2号 | 許可決定 |
| | 議案第3号 | 許可決定 |
| | 議案第4号 | 承認決定 |
| | 議案第5号 | 承認決定 |
| | 議案第6号 | 承認決定 |
| 12. この会議の議案 | この議事録の末尾に綴る。 | |

